## 変更認定申請事項と軽微な変更届出事項

## 1 認定事項の変更に係る認定申請の対象となる事項

事項	提出時期
① 開設者の変更	認定事項を
② 市場の位置及び施設に関する事項	変更しよう
③ 取扱品目	とするとき
④ 業務の運営体制に関する事項で開設者の人員の 10%以上減少するもの	
⑤ 卸売業者の変更、当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目の卸売業者が	
存在しなくなるもの	
⑥ 業務規程の変更(次に記載するもの以外は、「2 認定事項の軽微な変更	
に係る届出の対象となる事項に該当)	
・卸売市場法第 13 条第5項第3号イからハに係る変更	
イ 開設者による差別的な取扱いの禁止	
ロ 開設者による卸売の数量及び価格等の公表	
ハ 開設者が取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な措置を	
とることができること	
・卸売市場法第 13 条第5項第4号イ及びロ	
イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売等、売買取引の方法	
ロ 支払期日、支払方法その他の決済の方法	
・遵守事項の内容の変更を伴うもの	

## 2 認定事項の軽微な変更に係る届出の対象となる事項

事項	提出時期
① 開設者の名称、住所、代表者氏名	変更日の7
② 卸売市場の名称	日後まで
③ 施設の変更のうち全施設面積の 10%以内を増減するもの	変更日の7
④ 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項	日後まで
⑤ 業務の運営体制に関する事項(1の④以外)	(運営状況
⑥ 業務の運営に必要な資金の確保に関する事項	報告書への
⑦ 卸売業者の名称、代表者名、取扱品目、取扱実績、純資産額、経常損益	記載により
(1の⑤以外)	報告する場
⑧ 卸売業者以外の取引参加者に関する事項(取扱品目、仲卸業者数、売買	合は、市場の
参加者数)、その他の関係事業者に関する事項(業種、業者数)	事業年度経
⑨ 業務規程の変更(1の⑥以外)	過後4ヶ月
	以内)

※ ③~⑨は運営状況報告書への記載で届出に替えることができる